明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働二一五）　一
〔公　告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い、建設業の営業の停止命令関係　一〇
裁判所
破産、免責関係　一一〇
特殊法人等
日本中央競馬会平成二十五事業年度決算等、型式部材等製造者の認証関係　一四五
地方公共団体
行旅死亡人関係　一四九
会社その他
会社決算公告　一五〇

告示

○厚生労働省告示第二百二十五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、かぶ類の葉、はくさい、ケール、こまつな、きょうな、きゅうり、メロン類果実、まくわうり、ネクタリン、あんず、すもも、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、かき、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、その他のオイルシード、その他のスパイス、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵に残留するジフェノコナゾールの量の限度並びにその他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の卵及びその他の家きんの卵に残留するレバミゾールの量の限度については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例によることができる。

平成二十六年四月二十四日

厚生労働大臣　田村　憲久

第1のAの6の(1)の表のアバメクチンの項の次に次のように加える。

アビラマイシン	
豚の筋肉	0.2ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2ppm
豚の脂肪	0.2ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2ppm
豚の肝臓	0.3ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3ppm
豚の腎臓	0.2ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2ppm
豚の食用部分	0.3ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3ppm
鶏の筋肉	0.2ppm
その他の家きんの筋肉	0.2ppm
鶏の脂肪	0.2ppm
その他の家きんの脂肪	0.2ppm
鶏の肝臓	0.3ppm
その他の家きんの肝臓	0.3ppm
鶏の腎臓	0.2ppm
その他の家きんの腎臓	0.2ppm
鶏の食用部分	0.3ppm
その他の家きんの食用部分	0.3ppm